

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和2年9月12日 11時30分ごろ
発生場所	滋賀県大津市南船路町ほうらい浜東方沖（琵琶湖南西部） 北浜四等三角点から真方位042°860m付近 （概位 北緯35°10.6′ 東経135°55.5′）
事故の概要	水上オートバイWani Saruは、浮体をえい航中、落水した搭乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	令和2年9月29日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ Wani Saru、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	253-33700滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好、 気温 約28.8℃ 水象：波高 約0.3m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「搭乗者」という。）3人が床面に座って乗ったトーイングチューブ（以下「本件浮体」という。）を長さ17mのえい航索でえい航し、約30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で左右に旋回を繰り返していたところ、本件浮体が跳ね上がり、えい航索を接続する金具が真ん中に座っていた搭乗者（以下「搭乗者A」という。）に当たった。</p> <p>搭乗者Aは、他の搭乗者と共に落水し、本船に引き上げられて湖岸に移送され、救急車で病院に搬送され、鼻骨骨折、顔面、左肩及び左腕部に打撲等と診断された。</p> <p>船長は、ふだんと同じ速力でえい航すれば楽しんでもらえると思い、搭乗者に対する注意を払わないで、いつもの速力で、旋回を繰り返してえい航を続けたことが原因であると本事故後に思った。</p>
分析	本船は、高さ約0.3mの波がある中、搭乗者3人が乗った本件浮体をえい航中、船長が搭乗者に楽しんでもらえると思い、約30km/hの速力で左右に旋回を繰り返したことから、本件浮体が跳ね上がり、えい航索を接続する金具が搭乗者Aに当たり、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、高さ約0.3mの波がある中、搭乗者3人が乗った本件浮体をえい航中、船長が約30km/hの速力で左右に旋回を

	<p>繰り返したため、本件浮体が跳ね上がり、えい航索を接続する金具が搭乗者Aに当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 浮体をえい航する船の船長は、速力を抑え、過度な旋回を繰り返さず、浮体の動きに十分注意を払って航行すること。